

第63回被保護者全国一斉調査個別調査要綱

1 目 的

この調査は、被保護世帯の実態、特に保護の決定状況、世帯員の状況等を詳細に把握し、生活保護制度及び厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得るために行うものである。

2 調査時点

平成21年7月1日現在とする。

3 調査客体

この調査の客体は、第63回被保護者全国一斉調査基礎調査の調査客体となった世帯のうち、「第3調査客体の抽出要領」により10分の1の抽出率によって抽出された世帯とする。なお、基礎調査の調査客体のうち、調査時直近一か月における保護廃止世帯は、抽出対象外とする。

4 調査事項

調査事項は、第63回被保護者全国一斉調査個別調査票（様式1。以下「個別調査票」という。）の事項とする。

5 調査方法及び個別調査票の記入

福祉事務所の地区担当員が「第4 個別調査票の記入要領」に基づき、各自が担当する調査客体について、平成21年7月1日の保護の決定状況及び当該世帯の実態により必要な事項を個別調査票に記入する方法で実施する。

6 個別調査票の審査及び提出

- （1）福祉事務所は、調査が終わった個別調査票を都道府県・指定都市・中核市本庁に提出する。
- （2）都道府県・指定都市・中核市本庁は、福祉事務所から提出された個別調査票について、その内容を「第5 個別調査票の審査要領」に基づき審査したうえ、各級地・福祉事務所符号順別に調査客体の抽出の際に用いた統一番号順にならべて個別調査票の「世帯番号」欄に一連番号を記入し、平成21年9月11日（金）までに提出表（様式2）を添付して厚生労働省社会・援護局保護課あて提出する。

7 厚生労働省における集計及び結果の公表

厚生労働省における集計は外部委託し、結果の公表は厚生労働省社会・援護局保護課が行う。